令和８年度 第１回 新潟市社会福祉審議会

障がい者福祉専門分科会　会議録

【日　時】

令和８年８月 31 日（月曜）午後３時 05 分から午後４時 25 分

【場　所】

市役所本館６階　第２委員会室

【出席者】

＜委　員＞

青木（学）委員、西村委員、林委員、藤澤委員、川崎委員

計５名

（欠席委員：富田委員、青木（千）委員）

＜事務局＞

障がい福祉課長補佐、障がい福祉課職員

【傍聴者】

なし

【目　次】

１．開会・・・・・・・・・Ｐ．２
２．課長挨拶・・・・・・・Ｐ．３
３．自己紹介・・・・・・・Ｐ．４
４．議事・・・・・・・・・Ｐ．６
５．その他・・・・・・・・Ｐ．26
６．閉会・・・・・・・・・Ｐ．27

１．開会

（司会：障がい福祉課　石原管理係長）

委員の皆さまお揃いですので、全体会に引き続きまして、令和８年度第１回新潟市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会を開会いたします。

本日、司会を務めます、障がい福祉課管理係長の石原と申します。

委員の皆さまにおかれましては、先ほどの社会福祉審議会全体会に引き続きのご出席となりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

本分科会は、障がい者福祉専門分科会ですけれども、新潟市社会福祉審議会運営要綱第７条によりまして、身体障がい者の福祉に関すること、知的障がい者の福祉に関することを調査審議する分科会でございます。

本日の会議につきましては、会議録作成のため、録音をご了承いただきたく、どうぞよろしくお願いいたします。

また、ご発言の際は、お手数ではございますが、挙手の上、お手元のマイクのスイッチをオンにしてからご発言いただきまして、ご発言が終わりましたら、スイッチをオフにしていただきますようお願いします。

会議に入ります前に、本日の配付資料の確認をお願いいたします。初めに、資料１「第５次新潟市障がい者計画及び第８期新潟市障がい福祉計画・第４期新潟市障がい児福祉計画の策定について」、資料２「第５次新潟市障がい者計画の構成案について」、資料３－１「第５次障害者基本計画概要」、資料３－２「『障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針』改正後概要」、参考資料１「第４次新潟市障がい者計画（概要版）」、参考資料２「第７期新潟市障がい福祉計画・第３期新潟市障がい児福祉計画（概要版）」、以上でございます。不足等はありませんか。よろしいでしょうか。

２．課長挨拶

（司会：障がい福祉課　石原管理係長）

続きまして、開会の挨拶ですが、本日、障がい福祉課長の榎本が欠席のため、障がい福祉課課長補佐の長澤よりご挨拶申し上げます。

（事務局：障がい福祉課　長澤課長補佐）

障がい福祉課課長補佐の長澤です。皆さまには、日ごろから、新潟市の障がい福祉施策に多大なご協力、ご支援をいただきまして、大変ありがとうございます。また、ご多忙の中、全体会に引き続き、この障がい者福祉専門分科会にご出席をいただき、重ねて御礼申し上げます。

本日の分科会ですが、初めに専門分科会長と副会長を選出していただき、その後、事務局から全体会でもご説明いたしました、第５次新潟市障がい者計画及び第８期新潟市障がい福祉計画・第４期新潟市障がい児福祉計画の策定について、ご説明いたします。先ほどの全体会よりも、詳細に説明させていただきますが、重複する部分もあるかと思いますので、ご了承いただきますようお願いいたします。これら障がい福祉に関する計画は、社会福祉審議会とは別に設置しております新潟市障がい者施策審議会において、策定、検討を進めていくこととなりますが、皆さまからも、計画案に対し、それぞれのお立場から、忌憚のないご意見をいただくよう、お願い申し上げ、簡単でありますがご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

３．自己紹介

（司会：障がい福祉課　石原管理係長）

次に、本日の委員の出席状況でございますが、本日、富田委員、青木千代子委員から、欠席のご連絡をいただいております。７名中５名の委員が出席されておりますので、過半数に達しており、新潟市社会福祉審議会運営要綱第 10 条の規定により、この専門分科会が成立していることをご報告いたします。

本日は、先ほどの全体会でもありましたとおり、審議会委員の改選後、初めての分科会でございます。そこで、改めて、皆さまから簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。

それでは、青木学委員、西村委員の順に自己紹介をお願いいたします。

（青木（学）委員）

私、青木学と申します。この審議会には、市議会議員という立場で出席をしておりますが、私自身、視覚障がい当事者でございまして、日ごろ、障がい者団体にも所属しながら活動しておりますので、その立場も踏まえて、参画をしていければと思っています。よろしくお願いいたします。

（西村委員）

新潟県立大学の西村愛と申します。どうぞよろしくお願いします。私の専門は知的障がい者福祉です。新潟市内でも、入所施設でオンブズマンとか、評議員の仕事をしております。また、通所施設のほうでも関わっておりますので、その立場から、いろいろなことを学ばせていただいたり、意見を述べさせていただきたいと思います。どうぞ、よろしくお願いいたします。

（林委員）

新潟大学の林です。私は新潟市から委託を受けまして、新潟市障がい者ＩＣＴサポートセンターというものを、早いものでもう 19 年間受託しております。それを通じて、現場の様々な声ですね、ＩＣＴサポートは本当に広い分野で使われていますので、それから私の専門が福祉工学とか医療工学ですので、その辺の観点から、意見を言いたいと考えております。よろしくお願いいたします。

（藤澤委員）

新潟市医師会所属で理事をやっています。そして、江南区亀田大月でこうなんｆａｍｉｌｙクリニックを開業しております。

ほかには、江南区在宅医療・福祉ネットワークの幹事もやっております。専門は消化器内科、もともと外科医なのですけれども、内科ですが、うちのクリニックは外来と訪問診療を結構やっていまして、今、常勤医師３人、非常勤医師 12 人ですかね。訪問診療を積極的に、20 キロメートル直径ぐらいで回っていて、看取り件数としては 150 ぐらいは年間看取っているような施設であります。高齢者の寝たきりとか、肢体不自由とかで、障がい者の申請をさせていただいている立場もあるのですけれども、ちょっと素人的なところもありまして、今回初めて参加させていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

（川崎委員）
新潟市民生委員児童委員協議会連合会の障がい者福祉部会長をしています、川崎薫と申します。よろしくお願いします。今、部会長という立場でやらせていただいているわけですけれども、１年目ということで、まだまだ不勉強のところがあります。民生委員の立場として、現場の声を反映させるということが、一番大事かなと考えていますけれども、障がい者に対しての本当の現場の声というのは、民生委員の立場でなかなかすくいきれていないというのが現状かと思います。これから勉強を重ねて、その辺のことをきちんと勉強していきたいと考えていますので、よろしくお願いします。

（司会：障がい福祉課　石原管理係長）
ありがとうございました。なお、事務局につきましては、配付いたしました名簿の記載をもって、紹介に代えさせていただきます。

４．議事

（１）専門分科会長、専門分科会副会長の選出

（司会：障がい福祉課　石原管理係長）

続きまして、議事に移りたいと思います。専門分科会長及び副会長の選出ですが、分科会長が選出されるまでは、司会のほうで進行させていただきます。分科会の会長及び副会長は、新潟市社会福祉審議会運営要綱第９条第１項の規定により、委員の互選により決定することとなっております。

本来であれば、委員の皆さまから自薦又は他薦をお願いするところではございますが、事務局から案をお示しさせていただいてもよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

（司会：障がい福祉課　石原管理係長）

ありがとうございます。

本日、ご欠席の委員の方からは、会長及び副会長の選任につきまして、事務局に一任するとのご意見をいただいております。事務局の案としましては、引き続き、前分科会長である富田委員に会長を､前副会長である林委員に副会長をお願いしたいと考えております。

なお、富田委員は、所用により、本日、ご欠席ですが、欠席のご連絡をいただいた際に、事務局案についてお伝えしたところ､お引き受けしますとのご意向をいただいております。ただいまの事務局案について、皆さま、いかがでしょうか。

（異議なしの声）

（司会：障がい福祉課　石原管理係長）

ありがとうございます。皆さまのご賛同によりまして、分科会長は富田委員、副会長は林委員にお願いしたいと存じます。富田委員は欠席のため、本日は林委員に分科会長の席にご移動をお願いしたいと思います。

それでは、新たに分科会副会長になられました林委員から、一言ご挨拶をお願いいたします。

（林副会長）

引き続き副会長を引き受けたのですけれども、これから、障がい者福祉は非常に大変な時代になりますので、ぜひ皆さま方の経験や知識を集約して、一歩でも新潟市の障がい者福祉を前進していきたいと考えております。ご協力、よろしくお願いいたします。

（司会：障がい福祉課　石原管理係長）

ありがとうございました。

それでは、今後の進行につきましては、副会長の林委員にお願いいたします。

４．議事

（２）第５次新潟市障がい者計画及び第８期新潟市障がい福祉計画・第４期新潟市障がい児福祉計画の策定について

（林副会長）

それでは、これから進行をさせていただきます。

議事（２）の第５次新潟市障がい者計画及び第８期新潟市障がい福祉計画・第４期新潟市障がい児福祉計画の策定について、事務局からご説明をお願いいたします。

（事務局：障がい福祉課　長澤課長補佐）

それでは、事務局のほうから説明してまいります。先ほども申し上げたとおり、全体会でご説明したところと少し重複する部分がありますが、ご了承いただければと思います。

それでは、初めに各計画の概要について、ご説明をしたいと思います。お配りした参考資料１をご覧ください。これは、現行の計画である第４次新潟市障がい者計画の概要版の冊子でございます。そして、参考資料２をご覧ください。こちらは、現行の計画である第７期の障がい福祉計画、第３期の障がい児福祉計画を一体的に作成した計画の概要版になります。これらの計画は、障がい者計画がいわゆる基本の計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画が具体的な数値目標を示した実施計画のような関係性と考えていただくと分かりやすいと思います。概要版は、本冊をよりコンパクトにまとめたものですので、後ほどご覧いただければと思います。

それでは、お配りした資料１をご覧ください。初めに、１、第５次新潟市障がい者計画についてご説明いたします。まず、計画の位置づけですが、障害者基本法第 11 条第３項に基づき、市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における状況等を踏まえ、市町村障害者計画を策定しなければならないとされています。なお、国と県の計画についてですが、国の第５次障害者基本計画は、令和５年３月に閣議決定されており、計画期間は令和５（2023）年度から令和９（2027）年度の５年間となっております。また、県の障害者計画は、令和７年３月に策定され、国の第５次障害者基本計画を基本とし、計画期間は、令和７（2025）年度から、令和 14（2032）年度の８年間の計画となっております。

続いて、計画期間です。障がい者計画は、中長期的な目標を掲げる必要があることや、障がい福祉計画、障がい児福祉計画の計画期間が３年であり、これらの計画は、一体性を持ったものでなければならないことから、現行の計画と同様の計画期間とし、令和９年度から令和 14 年度までの６年間の計画にしたいと考えております。

続いて、（３）計画策定の基本的な考え方です。現行の障がい者計画を継承することを基本としつつ、国の障害者基本計画や、県の障害者計画、アンケート調査の結果等を踏まえて策定してまいります。

資料３－１としまして、国の第５次障害者基本計画の概要を参考にお配りしておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

続いて、２ページをご覧ください。点字資料は４ページをご覧ください。２、第８期新潟市障がい福祉計画・第４期新潟市障がい児福祉計画についてご説明いたします。この計画の位置づけですが、障害福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条第１項の規定に基づく

「市町村障害福祉計画」であり、障害児福祉計画は、児童福祉法第 33 条の 20 第１項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」です。どちらの計画も市町村は、国の定める基本指針に即して策定するものとされております。なお、障害者総合支援法及び児童福祉法において、障害福祉計画と障害児福祉計画は、一体のものとして作成することができると規定されており、本市におきましても、これまでも、これらの計画を一体のものとして策定しておりますので、次期の計画につきましても、同様に策定していきたいと思います。

続いて、（２）の計画期間です。国の基本指針に基づき、令和９年度から令和 11 年度までの３年間の計画にしたいと考えています。

続いて、計画策定の基本的な考え方です。こちらの計画も、国の基本指針に即しながらも、先ほどご説明した障害者計画との調和を図りつつ、これまでの本市の実績や実情、そしてアンケート調査等を踏まえて策定したいと考えています。

資料３－２としまして、国の基本指針をお配りさせていただいておりますので、こちらも後ほどご覧いただければと思います。

続いて、３ページをご覧ください。点字資料は８ページをご覧ください。先ほどの全体会でも少しお話をしましたが、３、ニーズ把握の方法について、ご説明いたします。次期計画の策定に当たり、障がい当事者の方の状況等を十分に踏まえるため、７月に２種類のアンケート調査を行いました。一つ目は、障がい福祉施策に関するアンケート、障がい者向けのアンケートになります。18 歳以上の方を対象としております。身体・知的・精神・発達・難病の種別ごとに、それぞれ約１割の方を無作為に抽出しまして、約 5,000 人の方に、アンケートを送付しております。二つ目は、障がい児の福祉施策に関するアンケート、18 歳未満の方を対象としたアンケートです。障がい児福祉計画を策定する上で、必要なニーズ把握のために実施したものとなります。対象としては、市内の特別支援学級、それから特別支援学校、そして通常の学級に在籍しながら一部の時間だけ専門の指導、専門の教室に通って指導を受ける児童生徒もいることから、通級指導教室も対象としております。そして、主に未就学児が対象となりますが、児童発達支援センターこころんの利用者を対象に、それぞれ約２割程度を抽出しまして、約 900 人の方にアンケートをお渡ししております。これら二つのアンケート調査の結果につきましては、現在、集計作業を行っているところです。

続きまして、４ページをご覧ください。点字資料は 11 ページをご覧ください。４の策定スケジュール案について説明いたします。まず、これまでの動きとしまして、先ほど、ご説明したとおり、７月にアンケート調査を行いました。また、計画について審議を行う障がい者施策審議会の第１回の会議を、7 月 27 日に開催し、本日と同様に計画策定についての説明を行いました。９月以降は、障がい者施策審議会をあと４回開催し、計画について検討いただく予定ですが、途中で議会報告やパブリックコメントを行いながら、計画案の承認をいただけるよう進めていきたいと思います。そして、この分科会につきましても、次回、10 月ごろに開催させていただき、計画の骨子案についてご意見をいただくことを予定しております。また、２月又は３月の社会福祉審議会全体会で策定した計画をご報告させていただくことを予定しております。

次に、第５次新潟市障がい者計画の構成案について説明をさせていただきます。資料２をご覧ください。こちらは新旧対照表の形となっております。左側に現行計画である第４

次障がい者計画、右側に次期計画である第５次障がい者計画の構成案を記載しております。

まず、今回の見直しですが、計画の基本的な方向性を大きく変更したりするものではありません。現行計画の内容を基本としながら、基本理念から基本目標、各論へとつながる体系が、より分かりやすくなるよう、構成を整理し、見直しを行うものです。具体的には、基本理念である、障がいの有無によって、分け隔てられることなく、すべての市民が互いに人格と個性を尊重し合いながら、安心して暮らすことのできる共生社会の実現。こちらは、次期計画も、このままの形でいきたいと考えております。

この基本理念を実現するために、これまでも基本目標を三つ掲げておりまして、現行の基本目標は、地域生活支援体制の充実、自立の実現に向けた支援と療育の充実、地域社会の障がいに関する理解の促進、この三つの順番で構成しておりました。次期計画におきましては、この順番を変更いたしまして、共生社会の実現に向けて、これまで順番を３番目にしていた障がいに係る地域の理解の促進、これをベースとしたいと考えておりまして、一番最初に持っていきたいと考えております。そして、その後に、その地域生活を支える取組み。そして、自立や活躍を支える取組みという流れで整理することで、計画全体の構成をより理解しやすいものとしたいと考えています。

この考え方は、国の第５次障害者基本計画においても、共生社会の実現を基本理念として、障がい理解の促進や社会的障壁を取り除くことなどを、あらゆる施策の基盤となる考え方として位置づけていることとも、整合を図ったものとなります。

それでは次に、今回の変更点について説明いたします。まず、総論についてです。第５次新潟市障がい者計画では、総論に、ＳＤＧｓ持続可能な開発目標との関係性の項目を新たに追加したいと考えています。障がい者施策は誰ひとり取り残さないという、ＳＤＧｓの理念と深くかかわっており、本計画の基本理念である共生社会の実現や各施策は、ＳＤＧｓの目標達成にもつながるものと考えています。このため、本計画が、ＳＤＧｓとの関係性を持つことを明確に示し、市民にも分かりやすく伝える観点から、計画の位置づけの後、基本理念及び基本目標の前に新たな項目として設けたいと考えています。

続いて、基本目標ごとの主な変更点についてご説明をします。先ほども少し触れましたけれども、まず、現在の左側の現行の計画の基本目標の三つ目、地域社会の障がいに関する理解の促進については、共生社会の実現という本計画全体のベースとなる位置づけであることから、基本目標の最初に配置したいと考えています。

また、名称についても、理解の促進だけではなく、目指す姿がより明確に伝わるよう、共生社会の実現に向けた障がい理解の促進へ変更したいと考えています。これに伴いまして、現在の基本目標の一つ目及び二つ目については、それぞれ順番が一つずつ送られて、二つ目、三つ目となります。

あわせて、この基本目標の下に配置しております各論についても、一部、順序の見直しを行います。また、現行計画の各論６、障がいを理由とした差別の解消及び権利擁護の推進については、差別解消だけでなく、社会参加の視点も含めた内容であることから、権利擁護と社会参加の推進へ名称を見直します。

次に、現在の基本目標２、自立の実現に向けた支援と療育・教育の充実については、基本目標の項目名称を大きく変えて、ライフステージに応じた切れ目のない支援の充実へ名称を変更いたします。療育や教育は、自立した生活を支えるため、重要な手段であり、目

標そのものでないことから、ライフステージに応じた切れ目のない支援を目標として位置づけ、その具体的な施策として、療育・教育や就労支援などを整理する構成とします。療育･教育や就労支援などは､その目標を実現するための具体的な施策として位置づけます。

最後に文言の修正です。現行計画の各論の２、保健・医療・福祉の充実の中にあります、障がいの予防と早期の気づき・早期の支援につきまして、障がいの予防という表現を変更しまして、障がいの早期の気づき・早期の支援へ修正いたします。以上が、主な見直し内容となります。

繰り返しとなりますが、今回の見直しについては、方向性を変更するものではなく、基本理念から施策までのつながりをより分かりやすく整理して、計画全体の構成を見直すことを目的としたものです。

以上、計画の策定、そして計画の構成案について、ご説明させていただきました。委員の皆さまには、今回の見直しが、体系や表現の整理をして、適切なものになっているかの観点から、様々なご意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

（林副会長）

どうも、詳しい説明ありがとうございました。

それでは、皆さまから意見を伺いたいのですけれども、非常に多岐にわたっておりますので、いかがでしょうか。まずは、この辺について、ひとこと言いたいという方がいらっしゃいましたら。私は聞きたいことがいっぱいあるのですけれども。

きれいな言葉は、最初の感想なのですけれども、より共生社会という言葉とか、切れ目のないシームレスな支援とか、あと、具体的ないい言葉がいっぱい入ってきたような気がして、概論としては高く評価したいなと思っているのですけれども、ここにかなり問題があるとずっと感じていたので、ぜひ、今日、委員の方々から具体的なご意見をいただければ、それをよりこういう案に反映できるのではないかと思いますので、よろしくお願いします。

まず、西村委員、いかがですか。

（西村委員）

私も、具体的に今、国でも大事だと言われているような権利擁護とか、社会参加という言葉が前面に出されていて、現在の第４次新潟市障がい者計画よりも、より具体的によりよいような印象は受けました。ただ、計画という限りは、これをどうやって具体的に実行していくかという実効性が大変重要でございます。よくあることですけれども、すばらしい計画を私も学生も立てるのですけれども、やはり計画を立てただけで終わってしまったりとか、実際にどれぐらいの効果があるのかっていう、今回の第４次新潟市障がい者計画も、次期に向けて検証していくというのが、もちろんあるのですよね、どれくらいというのは。ちょっとその辺りをお聞かせください。お願いします。

（事務局：障がい福祉課　長澤課長補佐）

ありがとうございます。今、西村委員おっしゃったように、計画を作るだけで終わるのではなくて、これをどのようにして、実際の施策に生かしていくかというのが重要なこと

だと、私どもも捉えております。そして、計画を活かしていくためには、ＰＤＣＡサイクルといった形で検証して、評価して、そういったものが必須になってございますので、毎年度、障がい者施策審議会で基本計画とあわせて、サービス提供量を示す障がい福祉計画、障がい児福祉計画の評価も行いまして、実際に今、どれくらい課題があるかですとか、進捗がどの程度かというものを把握し、その次の施策展開というものに活かすような取組みをしております。

（西村委員）
ありがとうございます。

（林副会長）
今の問題なのですけれども、数字になる部分とならない部分があると思うのです。だから、これをやるときは、数字にできるところとできないところを最初から分けて、人間は数字に弱いので、数字にできるところは一見よくなったように思うのですけれども、そうじゃない。例えば、権利擁護みたいなものは、どうやって評価するのかみたいなことは起こり得るので、そういう質的な問題と量的な問題の両方をぜひ検討していただけるといいのではないかと思うのです。よろしくお願いします。
ほかにいかがでしょうか。今、非常に素晴らしい指摘だと思うのですけれども、私も本当に同感ですね。藤澤委員、いかがでしょうか。

（藤澤委員）
藤澤です。
やはり支援とかよりも目標というか、理解ですかね。理解するということを上に持っていったらよろしいのではないかと思います。
あと、先ほどお話があったように、全体像は変えていないということなのですけれども、具体的にやはりどこが変わっていくのか。実際、やはり計画が変わりますので、実効性のあるものにしていただければと思います。

（林副会長）
ありがとうございます。
では、青木（学）委員いかがでしょうか。

（青木（学）委員）
本当に基本的なところで、この場でどうにかなる問題ではないのですが、一応、確認ということなのですけれども、基本的に国の基本計画は、期間が令和５年度から９年度というようなことになっていて、これがずっと続いてきているわけですけれども、新潟市のこの計画期間と、相当ずれがあるわけなのですよね。それで、新潟市の場合、新しくつくるものは、スタートが９年度からになるということなので、国の計画が終わる年、多分、国は９年度に、もう次の計画に向けて議論を始めるようなときに、新潟市は新しい計画がスタートするということで、これはスタートの時からの、ちょっとなんていうのでしょうか、

いろいろタイムラグがあってのことだと思うのですけれども、その辺が以前からちょっと違和感があるところで、国は次の議論を進めようとするときに、ようやく新潟市がそれまでの国の方針を踏まえて、新しい計画をつくってという、そこのタイムラグといいますかね。新しい施策に取り組もうとしているところと、それとのギャップというものが生じないのかなというようなものは以前からちょっと感じていたところなのですが、その辺はどのように捉えてらっしゃるのでしょうか。

（事務局：障がい福祉課　長澤課長補佐）
　青木委員のおっしゃるように、国の計画がかなり前に策定されていて、新潟市の計画がその後に遅れるような形で、かなりタイムラグがあるようなものになっています。新潟市の実情が国の指針に必ずしも合ってない部分というのも当然ありまして､そこについては、国も言っているとおり、その地域の実情に応じたもので計画を策定していく、目標を設定していくというのがあります｡国の示すところと新潟市の実情が合っているかというのは、その計画策定の時にきちんと検討して、また、当事者の方、それから支援者の方、そういった様々な方からご意見を募って、そこにかい離といいますか、そういったものが生じないような形で、計画策定を進めていきたいと考えています。

（青木（学）委員）
　今回は、このスケジュールで進めていただいて結構なのですけれども、どこかしらのタイミングで、ちょっと私もこのタイミングにずれが大きいなとも思っていて、そこは違和感としてあるので、国と市の施策の方向性の整合性をとるためには、やはりその期間のところはどこかで少し検討していただく必要があるのではないかと思っております。もう一つ、長澤課長補佐がおっしゃったとおり、逆にずれがある分、国でも書いていないようなことを、新潟市が取り組むに当たってタイムリーなことは、国が書いていなくても逆に積極的に新潟市としては盛り込んでいくという姿勢で取り組むというようなことで理解してよろしいでしょうか。

（事務局：障がい福祉課　長澤課長補佐）
　国の指針にないもので言いますと、新潟市は共生条例を早くからつくって、そういった障がいの理解であるとか、あと差別解消、そういったものに早くから取り組んできたところであります。これは国の指針になかったものではございますので、こういった新潟市の独自のところ入れていきながら、引き続き、計画策定をしていきたいと思いますし、青木（学）委員がおっしゃるように､そのずれのところは､次期にはなると思いますけれども､少し検討をしたいと思います。

（林副会長）
　青木（学）委員、よろしいでしょうか。

（青木（学）委員）
　はい。

（林副会長）
　では、川崎委員いかがでしょうか。

（川崎委員）
　今、お聞きしたばかりで、なかなか理解に至っていないところもあるのですけれども、民生委員の立場で、先ほどの地域社会の障がいに関する理解の促進が１番目になっていくということで話がありましたが、理解していただくということについては、やはり健常者の方といろいろなことで、一緒になって何かイベントをやるなり、そういうことをすることによって理解していただくような形になるのではないかと考えています。西村委員の県立大学のある地域は私の地元なのですけれども、大形地区コミュニティ協議会で 10 月にウォークラリーというのをやるのですけれども、健常者の方も、障がい者の方も一緒になって地域を回って、一緒に理解し合う形のイベントなのですが、それによって理解が進むかと思いますので、そういうイベントを積極的に開催してもらいたいと思いますし、障がい者大運動会はもう中止ということで話をお聞きしたわけですけれども、地元に密着した形のイベントを積極的に開催していただきたいと考えています。以上です。

（林副会長）
　どうもありがとうございます。地域のイベントをなるべくインクルーシブにするような市のほうからの誘導があってもいいのではないかと。そのものに対して何らかの補助をしたり、組織をサポートするような。各地域はなかなか、そういうことを知っている人がたまたまいるところは、おそらくできるのではないかと思いますが、そうではなく、どの地域でも基本的にそうしてほしいみたいなのがあるといいですよね。障がいのある方の場合は、どうしても孤立するというか、一般社会から分かれてしまうことが本当にあり得るので、そういうのもなるべく少なくすれば、相互理解がより深まるのではないかという、そういう意見ですよね。

（川崎委員）
　はい。

（林副会長）
　まさしくそのとおりだと思いますね。ありがとうございました。
　あといかがでしょう。それでは、私から聞きたいことがいっぱいあるのですけれども、20 年くらいＩＣＴサポートをやって難しいなと思うのは、例えば、障がいを理由とした差別とか､それから権利擁護とか､これは社会福祉関係を勉強した人は知っているのですよ、どういう意味かということを。おそらく一般の人は知らないのですよ。おそらく一番問題なのは、学校の教師とか、医療関係者が知らないと思うのですね。つまり、合理的配慮をしないのは差別なのだという意識はないのですよね。これは、日本語の差別という言葉がかなり問題で、日本人は意図的に差別する人など、ほとんどいないはずなのですね。この福祉で用いる差別、我々が普段用いる差別という言葉は、意味が全く違うのですよね。いや、私、差別なんかしていないと。だけれども、合理的配慮はしないわけですよね。だか

ら、その辺をどうするかというのは、大きな問題なのですね。差別解消の推進とか言うのですけれども、それをどうやって、何をやれば、それが推進されるのかという具体策をぜひ考えてほしいなと。その辺のすれ違いがいっぱいあるので、教育関係者や医療関係者と何かを一緒にやる時に、なかなか難しいのですよ。考えていることが違うのですね。そういう意味では、まだ日本の福祉はやってあげている感が強いですね。これだけやってあげているのだから、ちょっとは我慢しろみたいな。言いはしませんが、まだそういう部分がかなりあるのではないか。つまり、特別扱い的な、権利擁護とか差別解消ではなくて、特別扱いしてやっているというような意識が、まだかなりあるように感じますね。この差別解消の推進というのは、そういうものをなくす社会にすると。みんなが合理的配慮という言葉をきちんと理解して、特別なことをしてあげているのではなくて、人間としての人権を擁護するのだと。

例を挙げれば、高校受験とか大学受験ですよね。圧倒的に少ないのですよ、障がい者は。つまり、どう考えても、新潟市で合理的配慮がなされていると思わないですね。ということは、あからさまな差別が広く行われているのですよ。だけれども、そういう人たちを非難する意味で言っているのではなくて、そういうことが共通概念になっていないので、自分たちがやっていることが差別だという意識がないのですよね。外国の事例と比べてみると、もっと高校に行けるはずなのですよ。もっと大学に行けるはずなのですね。今、行っている人たちは、たまたまうちのようなＩＣＴサポートセンターとか、素晴らしいコーディネーターがいるような人。例えば、今、ある高校に重度の身体障がい者の方が入っていますけれども、あの時はコーディネーターの人とか、それをサポートする人のシステムが完璧だったので、実際、行けているわけなのですね。そろそろ大学受験なのですけれども。一方で、同じような人がいっぱいいるのではないか。つまり、その権利というのは、ある環境を整えたらできるというものではなくて、まんべんなく、どんな環境にある人でも行けるようにならなければいけないわけなのですよ。ただ、社会資源が限られているとか、現実的に大きな制約がある中で、予算も限られているとか、非常に難しい。こう書いてあるのは簡単なのですけれども、実際やろうと思うと、非常に難しい問題ばかりなので、だからこそ、今日いらっしゃるような皆さま方の意見を聞いて、一歩でもそういう、特に教育は。なぜ教育を言うかというと、人生に多大な影響を与えるわけですよ、その子の。

ですから、その辺を今日、審議会に小学校の校長会の方がいて、嬉しかったなと思います。だから、前から教育関係者を入れてくれないかと散々言っていたのですけれども、そういう人たちと合理的配慮とか、人権擁護というものを共通概念にして、特別扱いするのではなくて、みんなと同じように、すべてのこどもたちとか、障がいがある方が、普通に生活できるような環境をどうやって行政が整えていくかというのは、ある意味では普遍の大問題なので、たまたまこういうのが出て、新しいのが出た段階で、じゃあ具体的にどうするのかと。言葉だけではなくて、それをどう関係者が共通概念として理解して、それを具体的にやれるような社会にしたらいいのかなというのをいつも感じます。

特に、まずそれですかね。それ、いかがでしょうかね。そこのところ、大問題なのですけれども。あまりに話がでかくて申し訳ありませんが。

（事務局：障がい福祉課　長澤課長補佐）
　ありがとうございます。林委員がおっしゃるように、一方は差別という認識もないまま、障がい者の方が差別として受け止めているというような、私どもの差別相談の中で、よくそんな話があります。おっしゃったように、要は誰でもできることを障がいがある人でも同じように、特別扱いではなくて、同じくできればいい。そのためには合理的配慮であるとか、ただ、合理的配慮も一定のところで、なかなか制約があって、望む形にできるだけというのもあります。その辺りの理解とか、どういうことをするといいというのが、皆さまの理解がまだ。

（林副会長）
　合理的配慮というのは、何かしなければいけないのではなくて、話し合いなさいという意味なのですね。ところが話し合いがないのですよ。最初から、そういうことを分かっていても、分かっていないケースが多いですね。話し合いがないのですよ。話し合いで、落としどころを決めるというのが合理的配慮なので、みんなに同じことをするわけではないです。東京でできても新潟でできないことがあってもいいわけですよね。問題はきちんとその話し合いの中で、相互が納得できるような落としどころを見つけるような、そういう考え方をぜひ。じゃあ、どうやったらそれが進んでいくのかなというのは、本当に感じます。

（事務局：障がい福祉課　長澤課長補佐）
　そうですね。その辺りの具体的な取組みを進めることができるような、そういった施策というのも、今のご意見も頂戴しましたので、検討してまいりたいと思います。

（林副会長）
　そうですよね。そうすると、やはり福祉だけではなくて、ほかの分野との連携も非常に重要になると思うので、ぜひその辺のことをお願いしたいと思います。
　いかがですか、西村委員。いつも感じているので、その辺のギャップ。

（西村委員）
　別の質問でも。合理的配慮にちょっと絡めたりとか、あと、先ほど川崎委員がおっしゃってくださった、障がいのある人とない人が一緒に学ぶというところの項目ですけれども、今回、共生社会の実現に向けた障がい理解の促進ということで、権利擁護と社会参加の推進というのを、社会参加を新しくワードとして入れたという説明が先ほどありましたが、中身を見てみると、現計画と項目が一緒なのですよね。この社会参加の推進というのは、どのように市では捉えておられるのかと、あと、いろいろ七つ項目があるのですけれども、私が思うのは、四つ目の地域生活支援のスポーツ・文化活動の振興及び余暇活動の支援なども、障がいのある人が社会参加していくというところで、関連があるなと思います。
　私、2019 年に新潟市に来たのですけれども、その前に、青森市に 10 年住んでいました。その時に、障がい福祉の課ではなくて、社会教育課になるかと思うのですけれども、生涯学習、障がい者だけなのですけれども、青年学級であるとか、いろいろなことを学ぶ場と

いうのが、青森にはたくさんあって、私が勤めていた大学も学生と知的障がいの人ですね。身体障がいのある人は、自分で見つけて、いろいろなパソコンの講座とか行っておられたようですけれども、知的障がいのある人は、能力とか、コミュニケーションの能力に差があるので、なかなか分かりやすく教えてくれるところというのに、不安があるのですよね。先ほど、林委員がおっしゃられた合理的配慮がないと、ぱって言って、軽度の人でも理解できるかというと、やはりちょっと勇気もいるし、難しくて、落ち込んで帰ってくるというのが。やはり彼らなりに分かりやすいものを設定して、サポートしてくれる人がいたりして、ともに学ぶという実践を青森ではしてきたのですね。そういうのがこちらに来て、私が、ぼんやりしているせいか分からないのですけれども、ないのです。昨年、毎年来ているのですけれども、新潟市障がい福祉課の誘いで、ワークショップ、共生条例を学生たちと学びましょうみたいなものに、昨年、初めて手を挙げまして、その時に、ＫＩＮＧＯカレッジという、高等部を卒業した軽度の知的障がいの人も一緒にうちの学生と学びたいですという案を出したら、対応してくださった方が、本当に分かりやすい資料とか、例を持ってきてくださったので、一緒に楽しく学ぶことができて、めでたしめでたしだったのですけれども、そういう学びの機会とか、社会参加というのを具体的に、タイトルには挙げられているけれども、どんな感じで考えているのかというのを、現時点で構わないので、教えていただければと思います。よろしくお願いします。

（事務局：障がい福祉課　長澤課長補佐）

ありがとうございます。社会参加ですが、今の時点では、社会参加というと今、いくつかお話しいただいた中でも、いろいろな場面が出てくると思いますので、今、私どものほうで想定しているのは、その方が社会に出て暮らす、例えば、就労の関係であったり、学校も当然、社会参加になると思います。今の段階で限定はせずに、けっこう幅広な大きなところでの社会参加と捉えて、ただ、今までの施策として、なかなか取り組めていなかった、今、委員がおっしゃったような生涯学習ですとか、あと、川崎委員がおっしゃったような、地域でのインクルージョン、インクルーシブ的なところも、次期計画では、取組みとしては、入れていけたらいいかなということで、今のところはそういった考えでおります。これも含めて、今後、計画策定の中で検討してまいりたいと思います。

（西村委員）

ありがとうございます。私が青森にいた時にオープンカレッジで、知的障がいのある人の交流の場とか、大学の授業を簡単にした学びをやっていたのですけれども、一般就労されていた方も多くいらっしゃったのです。ただ、やはりストレス発散とかの場がなかなかなくて、お友達も障がいの人が多いので、休日になかなか相談できる相手もなくて、人間関係で悩んで無断欠勤したり、クビになったりっていうようなことがあったので、継続して働くとか、今、社会参加で教育とか、就労の社会参加なんだと。もちろんそのとおりだとは思うのですけれども、安心して働くためには、やはりそういうような場も大事だなというのをお伝えしたいなと思います。よろしくお願いします。

（事務局：障がい福祉課　長澤課長補佐）
ありがとうございます。

（林副会長）
ありがとうございます。今、就労の話が出たのですけれども、一般の方が、例えば、脳梗塞になって障がいを持ったと、成人が。そういうケースでよくあるのは、泡を食って会社を辞めちゃうというケースがいっぱいあるのですね。実はうちに来れば、いろいろな支援のツールがあって、会社の中でも働く場所をちょっと変えれば、本来は継続できるものを辞めてしまうというケースが結構あるのですよ。今日は藤澤委員がいらっしゃるので、医療と福祉をどうつなげるかというのが大きな問題。本来ならば、今、大きな病院だって、社会福祉士の方とかいらっしゃいますよね。そういう人たちがうまく、慌ててとりあえず辞めないようにと言うだけでもかなり違う。その地域にある社会資源をどうつなげれば、その人が継続雇用できるかみたいなのがあってもいいのかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

（藤澤委員）
江南区のネットワークが医療・介護ネットワークという名前なのですけれども、認知症をメインに一生懸命やっていて、地域医療として。例えば、先ほど言われたように地域を巻き込んでという意味では、見守り訓練とか、いろいろやっていて、今、新しい認知症観というように言われているのをご存じの方もいると思うのですけれども、認知症の方も、やはり感情が残っていますし、できることはたくさんあるのですよね。今、できるのに会社を辞められているというところのお話があって、認知症もまさにそのとおりで、できないことはできないので、サポートしないといけないのですけれども、できることはたくさんあるので、本当になるべく、今、一生懸命やっているのは啓発というか、認知症がどういったものかというのを地域に分かってもらう。やはり今回のこういった、障がい福祉は、僕は詳しくないのですが、障がい者も一括りになっているような気がしまして、やはり障がいによってはできることできないことが全然違うので、そこを地域の住民とか、僕もそうなのですけれども、みんなに理解してもらうというところが必要だと思います。積極的に障がい者の方と一般の方を行政がつないでいくというのが大事なのかなと思って聞いていました。

（林副会長）
ありがとうございます。やはり、うちも新潟大学の眼科と一緒に、ロービジョン外来の中で、実は支援をしているのですね。だけれども、どうしても医学の場合は、やはり治らなくなると福祉に投げるというのが伝統で、そのインターフェースがない場合が非常にあるのですよね。一方で、医師の診断は重要なので、その辺のカラー、その辺を強く言っていただけると、我々としては助かるなあと。この人は、これができなくなるけれども、これはできるのだよという。できない、もう右手が動きませんではなくて、左手を動かせますとか、そういうものをもっと発信していただけると、本人に、これはこういうところへ行けばちゃんと支援があって、これはもうできないかもしれないけれども、こういうこと

ができるんだということを、医師のほうから言っていただけると、私はうれしいなと。医師はやっぱり社会的地位が高いですので､それから患者さんに対する影響力は絶大なので、それで我々は外来に入ってやっていると。おそらく日本でうちぐらいじゃないですかね、大学病院に入っているというのは。だから、大学病院の中で診療とその支援を両方一緒にやってしまう。一応、点数は安いですけれども取れるので、そういう形で、それを中間的アウトリーチといって、アウトリーチではなくて、その患者の集まるところに我々が出て行って支援すると。そういうようなこともやっているのですけれども。

（藤澤委員）
泌尿器科もあれば、整形、神経内科といろいろあると思うのですけれども、確かにその各々が積極的にやるかというと、なかなか難しいと思うので、やはり市のほうが中心になって、巻き込んでいくしかないのかなとは思っています。

（林副会長）
やはりできるところから一歩一歩かなという感じがしますね。

（藤澤委員）
実際、進んでいないと思います。市側からのそういった積極的なところは。

（林副会長）
医師は忙しいですよね。なかなかそこまで回らないと、よく分かっているのですけれども、眼科を見ていると、この 10 年で大きく変わりました。そういうニーズに対して応えられるというかな。だからシステムをつくれば、もしかしたら、互いに利益があるようなことは。それも、ベストの答えなんてないので、まさに先ほどのＰＤＣＡではないですけれども、やりながらちょっとでも前進していくような形しかないのかなと考えているのですけれども、どうもありがとうございました。
もう一つ聞きたいのですが。最後のところ、これもいい言葉だと思うのです。ライフステージに応じた切れ目のない支援。シームレスですね。これもよく出てくる言葉なのですが、これも現実的には難しくて、ここに就学前療育、学校教育、放課後等と書かれていますよね。例えば､小学校から中学校へ行くときの引き継ぎはあるのかということですよね。先生というのは、３月に異動が決まってしまうのですよ。そうすると、我々ＩＣＴサポートセンターが中学につながるなんてことはあるわけですよ。でも、それは我々が関わっているから、まさにシームレスになるのですけれども、そうじゃない人のほうがはるかに多いはずなのですね。だから、それぞれで支援があるだけではなくて、例えば、コミュニケーションに問題があるような発達障がいのある場合に、これはもう未就学からずっと支援しない限りは、よくならないのですよ。そういう専門家も、新潟市の社会資源が極めて限られているのですね。だから、その辺をどうするかというと、シームレスという言葉の中にぜひ足してほしいのは、それぞれのところにあるだけではなくて、それをきちんとつないで、その情報をきちんと理解して、継続した、ある程度、中長期的な支援策を考えた、そういうのができるようなシステム構築みたいなものは、どうしたらいいのか。例えば、

コミュニケーションですと、機会も必要ですし、言語聴覚士も必要になりますし、さらに小児科医の介入も必要になりますし、学校の先生や保育所の方とか、幼稚園の先生とか、それをみんな巻き込まないと、今、言ったことはできないのですよ。だから、非常に難しい問題ですよね、これ。だけれども、ちゃんとやれば、間違いなくうまくいくのですよ。残念ながら、そこの流れに乗れなくて放置されている人というのが、現実的に非常に多いのですね。それをどうしたらいいかと、私の中でずっと悩みで、もう 20 年悩んでいるのですけれども、なかなか解決策がないので、ぜひそういうのも、この中に一つ入れていただき、このシームレスというのは、継続した中長期的な支援策というのがいるのだということも、ぜひ入れてほしいなと。審議会の中でそういうことを協議していただけると助かるのですけれども、いかがでしょうか。

（事務局：障がい福祉課　長澤課長補佐）

ありがとうございます。おっしゃるとおり、シームレスと言いながら、そのつなぎ目のところをどのようにして、きちんとやっていくか、考えていくか、実行していくかというところが、言葉では言っていますけれども、そこからつなげるところが、なかなかうまくいっておりません。要は早期に障がいに気づいたとしても、その後の長い学齢期において、支援が切れ目なく続かないことによって、例えば、成人期は、学校を卒業した後に、ちょっと支援の枠組みが変わった時に、ご自身の希望する就職ができなかったりなど、私どものほうも非常に課題だと思っています。ですので、これについて、主に発達障がいの関係にはなるのですけれども、新潟市発達障がい児者支援地域協議会という、元々あったのですけれども、なかなかここの動きが少し弱い部分があって、昨年度からここを強化して、まずはその発達障がいの方に対して、どういった支援、取組みが必要なのかと、改めて市のほうでも、もう一回、掘り起こしといいますか、しっかりそこをやっていくと。

あとは施策だけを並べていても、それをつなげなければ意味がないというのがありますが、行政の側も、私どもの福祉、それから保育、あと教育委員会、ここの連携がなかなかうまくないというところも、反省点として捉えています。まずここをしっかり連携させ、あとは発達障がいのあるお子さんに対する理解とか、そういったことを新潟市としてしっかり固めた上で、どんな取組みがいるかというのをやっていくということを、今、検討しているところでございますので、そういった計画の施策にも、こういった部分も入ってくる予定ではございます。

（林副会長）

どうもありがとうございます。これはやはり社会資源が限られているというのが、おそらく最大の問題になってくると思うので、ぜひそれを、じゃあどうすればというか、何でもあればいいのですけれども、新潟市にあらゆるものがあるわけではないわけですよ。数だって限られていますよね。それは非常に大きな問題じゃないかなと思うのですね。

今のことに関わるのですけれども、実は、私、西区の障がい者自立支援のネットワークで、毎月のようにケース会議に出ている、なるべく出るようにしているのですけれども、大抵、答えがないのですよ。新潟市の西区なんて、おそらく社会資源なんか、かなりあるほうですよね。それでも、答えがないケースが上がってくるせいもあるのですけれども、

10人くらいで話し合うのですけれども、答えがないのですよ。つまり、現代社会というのは、いくら施設を増やしても、あらゆる人に理想的な支援なんかできないのですね。ある時思ったのですけれども、やはりＡＩ導入をそろそろ考えるべきですよ。例えば、ケース会議の資料なども、全体会議があって、市にも上がっているはずなのですけれども、恐らくファイリングされているだけなのですよ。だから、それが生かされていないのですね。ＡＩにそういうものを全部学習させておけば､最後に決めるのは人間ですよ｡だけれども、どこにどういう資源があって、この辺をうまく使えば、ソリューションになるんじゃないかみたいなのは、もうこれは人間ができるような作業量じゃないですし、それをやるだけの人員もいないですから。実は、この前の西区の会議の時に、もっとＡＩを使おうよと。例えば、今、福祉施設では、もうみんなＡＩを使って、議事録なども全部ＡＩが作るし、なにせどこも人が足りないですから、そんなことに割けないわけですよね。そうすると、最初のスクリーニング部分は、もっとＡＩを導入すれば、社会福祉士ももう少し今よりも一歩効率的になれるかなと。今日、民生委員の方もいらっしゃっているのですけれども、私は、民生委員というのは、最後のセーフティネットかなと思うくらいですよね。民生委員の人が発見してくれないと、発見されないまま上に上がってこないというか、そんなケースが多々あるので。だけれども、民生委員の数だって限られていますよね。豊富にいるわけではないと。つまり、この資料に書いてあることは、みんな誰も文句言う人はいないです。じゃあ、これを具体的にどうするかというと、金銭的にも資源的にも足りないのですよね。そして、福祉の社会化というのだけれども、それはやはり無理だから、地域がどうのこうのなどと言い始めるわけですよね。それをじゃあ、どう解決したらいいのかと。その中で、デジタル技術の発達というのをもっと利用していいのかなと。ただ、慎重にならなければいけない部分は、いっぱいあるのですよ。

例えば、この前、うちの会議で出たのは、受験の支援がありますよね。配慮した受験というのがあるのですが、なかなか増えないのです。何で増えないのかねと思ったら、なんと市教委とか県教委は出さないのですよ、個人情報だと言って。だから、いろいろなケースが受けているのに、それが共通の認識にならないのですね。だけど、そんなのは、個人情報以外のところは出せるものがいっぱいあるのですよ。そういうものも共有されていない。そういうものも、例えば、ＡＩか何か入れていけば、こういうケースでは、どういう対応というのは、いつごろ、どういう対応が少なくとも必要だみたいなのは、人間がやる必要はないかもしれないですよ。だって障がい種別が分かって、できないことが分かっていれば、どういう支援ができるかっていうのは、まあ、国の指針もあります。そういうのを全部突っ込んでいけばいいわけですよね。残念ながら、新潟市の教育委員会で、それを全部知っている人なんているわけがないのですよ｡そういうのはもう機械に任せておいて、じゃあ最終的にどうするかは、人間が決めればいいのですけれども、今、福祉が抱えている問題の多くは、もう人的な知識とか、それではもう賄えないんじゃないかなというのを感じているので、そういうこともぜひ、どこかに考えていただけると、みんながちょっとは楽になるというか、もっと人間がしなければいけないことに集中できるのではないかなという気がするのですけれども、いかがでしょうかね。青木（学）委員、この辺、いかがでしょうか。

（青木（学）委員）

ちょっと関連でいいですか。この前、議員の勉強会でも、そのテーマを取り上げたことがあって、一つは、福祉の現場も本当に人手不足で、大変な状況である中で、やはり事業所側が、いろいろなことで市に提出しなければいけない資料とかありますよね。それを全部職員がやっていると、本当に時間を取られるということで、そこにＡＩを導入することによって、かなり簡素化できる目安がついてくるというような話が具体的に出ているので、逆に、それだけ資料が多いということは、市の職員の皆さまもまたチェックしたり、何だかんだしたりする事務的な作業も多いのだろうなと思うわけですよね、お互いにね。だから、そこを基本的には、そういう事務作業がより簡素化できる方法を市役所もそうなのでしょうけれども、そういう福祉の現場のほうも、ＡＩも活用しながら簡素化させて、今、林委員がおっしゃったように、マンパワーを本当に必要な支援のところに重点化していくような。そのため、やはりＡＩをフルにメリットを活用していくというところで言うと、それを計画にどう表記するかは別ですけれども、そういう視点はぜひ新たな今後の流れの中では位置づけていただきたいなというのは、私も思っているところです。

（林副会長）

それから、やはり人材の確保がこれからもっと難しくなりますので、例えば、私がやっているＩＣＴサポートセンターも、職員が辞めたというと新潟からゼロになるのですよ。個人に依存しているから。それは、ＩＣＴサポートの専門家というのは、職業として日本で成り立っていないのですよ。国家資格があるわけでもないし、じゃあほかに働くところがあるかといったらないのですよ。だから、非常に大きな人材の問題がありまして、実は私、難病相談支援ネットワークの副理事長をやっているのですけれども、同じことがありまして、もう人がいないのですよ。初期は、いろいろ長く福祉に関わっている人のボランティアとかいたのですけれども、今年でちょうど 20 年経つのですけれども、もう人材がいなくてどうしようかと今、大問題で、下手すれば返上というのも、もう考えざるを得ないのですね。だって、やらなければいけないことが決まっていますよね、市から委託されるということは。そんな状態なのですよ。だから、逆に言えば、もうそういうのを導入していかないと、やっていけないのではないかなという。言葉だけが先行するのですけれども、じゃあ、どうインプリメントするのですかというところが、誰も答えられなくなる可能性があるので、ぜひ行政の中でも。

それから、やはり個人情報問題があるので、ＡＩを使うならば、有料のものにしないと絶対だめですので。有料のものならば、そういうのはセキュリティがかかっていますから、ただのＣｈａｔＧＰＴではだめですよ。それはご存じだと思うのですけれども。ぜひそういう方向もちょっとこれからは考えていかないと、ニーズは増える一方、サービス提供する人は減る一方みたいな、大きな問題ですよね。

それから、この国の障害者基本計画の概要版を見ていると、ＩＣＴサポートセンターは、本当は 24 年度までに全県でつくらなければいけないと言っているのですけれども、新潟県は実は最後に残った二つくらいの一つなのですよ。じゃあ、どうするかというのが大問題で、県全体にサービスを提供するというのは、もうシステム構築から考えていかなければいけないし、当然、予算とか。だけれども、やはりいつかはやらなければいけない。我々

のところも新潟市なのですけれども、障がい福祉課のご理解を得て、市外の場合でも交通費とかを出していただければ、行かせていただくという形で 20 年間やってきたのですけれども、それだと、本当に支援が限られる。ただ、市から研修をもっとやってくれということで、かなり増やしました。もう毎週 1.5 くらいですね、数字が。広がりはあるのですけれども、じゃあ、それがどのくらい具体的な支援に結びついているかというのは、なかなか統計が取れるような量ではないので、難しいことがあるので、理念はいいのですけれども、20 年やってきて、つくづく思うのは、具体化するというのは、本当に難しいなと。市の方も本当にいろいろ考えてくれて、やっているのですけれども、そろそろ人的資源がこれだけ減っている中で、どこを合理化すると言ったら、とりあえずＡＩを一部入れるというのがあるのではないかと思うので、ぜひ審議会辺りで、その辺を文言として、どう入れていくかみたいなことを検討していただけると、本当にうれしいのですけれども。すみません、長くなりました。

（事務局：障がい福祉課　長澤課長補佐）
ありがとうございます。今おっしゃっている人材の確保も、前々から言われてはいましたけれども、もう現実的に目の前のものとして。

（林副会長）
がけっぷちですよね。

（事務局：障がい福祉課　長澤課長補佐）
そういう状況になってきて、福祉事業所、行政においても、やはり効率化とか、そういった生産性向上というのは当然、そういった便利なＡＩとか、ＩＣＴとか、そういうものを活用しながら、どんどん進めていくというのはありますけれども、一方で、おっしゃったように、個人情報の問題などもありますので、慎重に検討していきたいと考えております。また、福祉の場合は、人がいなくても質は下げられないということで、非常にここが課題となっているところで、国のほうも、人材確保とか定着ということで、障がい福祉分野でも動き始めましたので、そこも注視しながら、新潟市の施策として、どういったことができるかどうかも、皆さまのご意見をお聞きしながら進めていきたいと思います。ありがとうございます。

（林副会長）
どうもありがとうございます。長くなってすみません。ほかに何かありますでしょうか。

（青木（学）委員）
若干、時間が気になるのですけれども、少しだけ。
福祉計画の関係でもいいのですよね、今。先ほど、西村先生が全体会で、知的障がいの方の９割が、親と同居というか、親に依存せざるを得ないような状況があることを指摘されていて、それが本当に長い間、課題になっているわけですけれども、新潟市は、本当に独自に頑張って、例外的にも入所施設とかを昨年やったりとかということで、本当に努力

していることは評価をしているところなのですが、やはり次の計画においては、確かに施設からの地域移行の目標とか、グループホームとかというようなことを、ずっとこの間、掲げておりますけれども、いわゆる重度の障がい者の受け皿づくりをどう進めるかというところを、やはり一般のグループホームとかとは別に、別枠できちんと整備していって、在宅生活が困難な重度の障がい者を地域で受け入れていきますと、生活する場を確保していきますというところは、ぜひ明記してもらいたいし、目標値を設置してもらいたいと思っているのですよね。その辺りは、どのような検討をされているのか。

（事務局：障がい福祉課　長澤課長補佐）
　ありがとうございます。地域移行の受け皿としてのグループホームの拡充というのは、私どものほうも重点的に取り組んでいるところですけれども、なかなか十分な受け皿としての機能を果たしているというのは、まだ課題があると認識しています。今回の計画に、グループホームに関する指標を入れるかどうかも含めて、検討していきたいと思います。

（青木（学）委員）
　検討を進めるに当たっては、そこは本当に重く受け止めていただかないと。実際、新潟市もグループホーム自体は増えているわけなのですが、状況からすれば、軽度の方を受け入れるところは増えているけれども、重度の人のところが整備をされていないという課題がずっと残っているので、新潟市だけでは、なかなか難しいところもあるのですけれども、国に働きかけることも含めて、やはりそこをきちんとやっていきますよということを明確にしなければ、高齢の保護者の方もそうですし、やはり安心感を持てないのですよね。いつまでたってもこの繰り返しですから。
　だから、私、今回の社会福祉審議会委員になり、そこはぜひ強調したいなと思っていたところだったので、そこはぜひとも、新潟市の計画には、重度の障がいのある人の受け皿づくりの体制整備ですね。それは、通常のグループホームとは別にきちんと明記していただきたいです。そのことをぜひお願いしたいと思います。

（事務局：障がい福祉課　長澤課長補佐）
　ご意見、ありがとうございます。それも含めて、しっかり検討していきたいと思います。ありがとうございます。

（林副会長）
　どうもありがとうございます。
　私の不手際で長くなってしまったのですけれども、ほかに何かご意見等ありますでしょうか。
（西村委員）
　今、青木先生が言ってくださったのですけれども、追加で少し新潟市にお願いをしてもよろしいでしょうか。
　先ほどの林先生がおっしゃった、ライフステージに応じた切れ目のない支援の充実のところなのですけれども、療育・教育の充実というのがあって、その後に雇用の推進、一般

就労への支援と書いてあるのですけれども、先ほど、青木（学）委員が取り上げてくださった重度の方というのは、就労支援、いわゆる就労継続支援Ｂ型とかではなくて、いわゆる居場所的な生活介護事業所というところに通っておられるのです。特に、行動障がいですね。他害とか、自傷とかある方は、他の利用者さんに怪我をさせてしまう可能性があるので、どの事業者さんからも断られてしまうというのがあって、学校卒業後、行く場所がなくて、親が見ないといけない。つまり、親が働きたくても働けないという状況があるのです。18 歳の壁とか言うのですけれども。特別支援学校よりも、生活介護とか、就労継続支援Ｂ型事業所は、３時半くらいで終わって帰ってくるので、親御さんは正社員として働けないのですよね。それが長く続くと、知的障がいのある人は、割と 30 代、40 代で老化が激しく進むので、普通は子育てだったら、こどもが成長するにつれて、親の役割は減るのですけれども､逆に増える｡親が年取っているのに増えるという逆転現象が起きる中で、親がまだ若いときは、ドライブに連れて行ってあげたり、行動援護のサービスの代わりに親がどこか連れていくというのができたのが、だんだん親もしんどいなとなって、家に引きこもると、本当に見えづらい問題に転落してしまうというのがあります。なので、先ほど、林委員がおっしゃったように、川崎委員のような民生児童委員の人に、あの家族って最近見ないよねというところで､すごい命綱になっているというのがあるのですけれども、家族の状況が見えづらい。親が高齢になって、もう自分のことでいっぱいいっぱいになっていたら、こどもの外出とか、外に連れていけないので、家族ごと本当に見えなくなるというのになってしまうのです。今、言ったようなライフステージに応じた切れ目のない支援の中に、そういう重度の人は対象になっていないので、先ほどちょっと権利擁護のところで述べた権利擁護の推進ですね。私、全体会でも、お話しさせていただいたように、親がいなくても、親が死んでも生きていけるような支援体制を、親を頼らずに、どのようにその体制をつくっていくかというのが、すごく重要になってくると思うのです。今すぐにというのは難しいとは思うのですけれども、そういうことを想定しながら、今、親が命綱になっているので、親が健在、生きているというので、親が認知症だったりとか、高齢になって、よぼよぼになっていてもというか、親はいる限りは、こどもの世話をするというのが前提にあるので、そういう前提にしない支援、仕組みづくりというのを少し考えていっていただきたいなというのがあります。それが権利擁護の推進であるとか、親なき後で死亡の亡ではなくて、親が見られなくなるという状態になっても、安心して、自分のこどもはこうやって地域のいろいろな人に支えられながら生きていくんだなという見通しを持てるような計画であってほしいなと思います。

すみません、私も長くなりました。以上です。

（林副会長）

まさに今のそれなんかは、ソリューションがない状態ですよね。相談に来られても、じゃあ､こうやればいいという答えはないのですよね｡そういうのがいっぱいあるのですよ。いつも頭を抱えて暗くなって帰っていくのですけれども、やはり社会というのは、あらゆるものが解けるわけじゃないのだなと。だけれども、理想の中で、それをどうやって現実に近づけたらいいかというのが、もうこれはみんなの課題だと思うので、そういうことを共通認識として、みんなで努力して、一人でも二人でも、そういう人を減らすようなこと

をやったらどうかなというのが、私の意見です。

５．その他

（林副会長）

あとはよろしいでしょうか。すみません、30 分くらい過ぎてしまったので、よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

以上で、予定された内容は全て終了いたしました。円滑な進行ができなくて、申し訳ありませんでしたけれども、今日はすばらしい意見をいっぱいいただいたと思うので、ぜひ市のほうもそれを受けていただいて、審議会等で反映していただきたいと思います。どうもありがとうございました。マイクを戻します。

６．閉会

（司会：障がい福祉課　石原管理係長）

大変ありがとうございました。委員の皆さまにおかれましても、全体会に引き続きまして、長時間にわたり活発なご意見をたくさんいただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和８年度第１回新潟市社会福祉審議会障がい者福祉専門部会を終了させていただきます。本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございました。